

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。ただし、協議会職員が理事であるときは、報酬は支給しない。

- (1) 協議会会長に対する報酬については別表1に定める額のとおり、報酬を支給する。
- (2) 協議会会長を除く役員等については、次の法人業務を行う場合に別表2の通り報酬を支給する。この場合、費用弁償は行わない。

① 理事会及び評議員会への出席

② 監事監査への出席

- 2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。この場合、報酬は支給しない。

(協議会会長報酬の支給方法)

第4条 協議会会長に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第8条に準じた日とする。

- 2 報酬は、通貨をもって支給する。ただし、協議会会長の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第5条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成22年10月1日）は廃止する。

別表 1

役職	報酬月額
会長	60,000円

別表 2

役職	報酬額
理事	4,200円
評議員	
監事	